



平成29年4月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ デ ィ ア
代表者名 代表取締役社長 C E O 原尾 正紀
(コード番号：3935 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 C F O 賀島 義成
(TEL. 03-5210-5801)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年3月15日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、平成29年5月24日開催予定の第17回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行する予定であり、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員的人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等を行います。
- (2) 改正会社法により、新たに業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、表現の一部修正の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年5月24日（予定）

定款変更の効力発生日 平成29年5月24日（予定）

以 上

現行定款	定款変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当会社には株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第4条 (機関) 当会社には株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第5条～第12条 (条文省略)	第5条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第15条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)
第16条 (決議の方法) (条文省略)	第16条 (決議の方法) (現行どおり)
2 前項の規定に拘らず、取締役 <u>及び監査役</u> の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	2 前項の規定に拘らず、取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
第17条～第19条 (条文省略)	第17条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第20条 (員数) 当会社の取締役は、10名以内とする。	第20条 (員数) 当会社の <u>監査等委員</u> である <u>取締役以外</u> の取締役は、

<p>第21条（選任方法）</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第22条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条～第25条</p> <p>(条文省略)</p> <p>第26条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>第21条（選任方法）</p> <p><u>監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は区分して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第22条（任期）</p> <p>取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名(<u>いずれも監査等委員である取締役を除く。)</u>を選定することができる。</p> <p>第24条～第25条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第26条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
--	--

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第27条（取締役会の決議方法）
（条文省略）

2 前項に拘らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印、又は電子署名する。

第29条（取締役会規程）
（条文省略）

第30条（報酬等）
取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第31条（取締役の責任免除）
（条文省略）

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（新設）

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第27条（取締役会の決議方法）
（現行どおり）

2 前項に拘らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印、又は電子署名する。

第29条（取締役会規程）
（現行どおり）

第30条（報酬等）
監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は区分して、株主総会の決議により定める。

第31条（取締役の責任免除）
（現行どおり）

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第32条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は会社法第399条の13第6項の定めにより、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

<p><u>第39条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、</u> <u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第40条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第41条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、</u> <u>取締役会の決議をもって、監査役の責任を法令の</u> <u>限度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社</u> <u>外監査役との間に同法第423条第1項の行為によ</u> <u>る賠償責任を限定する契約を締結することができ</u> <u>る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、</u> <u>法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条（招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各</u> <u>監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要が</u> <u>あるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手續</u> <u>きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第34条（監査等委員会の決議方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段定めがある場合</u> <u>を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数</u> <u>をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第35条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその</u> <u>結果並びにその他法令に定める事項については、こ</u> <u>れを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員</u> <u>がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第36条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほ</u> <u>か、監査等委員会において定める監査等委員会規程</u></p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>44</u>条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査役会</u>の 同意を得て定める。</p> <p>第<u>45</u>条 (会計監査人の責任免除) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>46</u>条～第<u>49</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>による。</u></p> <p>第<u>37</u>条 (常勤監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>40</u>条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。</p> <p>第<u>41</u>条 (会計監査人の責任免除) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり)</p>
--	---

以上